

平成29年度 財政援助団体等監査実施計画

監査の種別	財政援助団体等監査		
監査の対象	1 財政援助団体		
	財政援助団体	所管局	
	公益社団法人川崎市幼稚園協会	こども未来局	
	2 出資団体		
	出資団体	所管局	
	公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団	健康福祉局	
	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター		
	川崎臨港倉庫埠頭株式会社	港湾局	
	かわさきファズ株式会社		
	3 指定管理者及び指定管理施設		
	指定管理者	指定管理施設	所管局
	社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会	川崎市老人いこいの家9施設	健康福祉局
		川崎市かわさき老人福祉・地域交流センター	
	社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会	川崎市老人いこいの家6施設	
		川崎市さいわい健康福祉プラザ	
	社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会	川崎市老人いこいの家7施設	
		川崎市中原老人福祉センター	
	社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会	川崎市老人いこいの家7施設	
		川崎市高津老人福祉・地域交流センター	
	特定非営利活動法人有馬まちづくりサポートセンターカンアオイ	川崎市老人いこいの家5施設	
	社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会	川崎市宮前老人福祉センター	
	社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会	川崎市老人いこいの家7施設	
	社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会	川崎市老人いこいの家7施設	
		川崎市麻生老人福祉センター	
	社会福祉法人カメラア会	川崎市ヒルズすえなが	
	川崎フィールズパートナーズ	川崎市青少年の家	こども未来局
	特定非営利活動法人国際自然大学校	川崎市黒川青少年野外活動センター	
株式会社よみうりサポートアンドサービス	川崎市多摩川緑地パークボール場	建設緑政局	
公益社団法人川崎港振興協会、株式会社京急アドエンタープライズ共同事業体	川崎市港湾振興会館	港湾局	
横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体	川崎港コンテナターミナル		
監査の範囲	主として平成28年度執行に係る出納その他の事務。 ただし、財政援助団体については本市からの財政援助に係る事務、指定管理者については公の施設の管理に係る事務を監査の範囲とする。		
監査の期間	平成29年9月1日から同年11月下旬まで		
監査の方法	監査方法は、対象団体ごとの事業実態や特色を踏まえたうえで、書類審査、関係者への質問、現地調査等の方法により行う。また、公認会計士等の専門的知見を活用する。		

<p>監査の項目 及び 主な着眼点</p>	<p>1 財政援助団体監査 補助等の対象となっている事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として監査を実施する。</p> <p>(1) 所管部局関係</p> <p>ア 補助金の決定、交付目的、補助対象事業の内容、額の決定、交付方法、時期、手続等は適正か。</p> <p>イ 補助金の効果及び条件履行の確認は実績報告書等により行われ、適切に審査しているか。</p> <p>ウ 補助金交付団体への指導監督は適時適切に行われているか。</p> <p>(2) 財政援助団体関係</p> <p>ア 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。</p> <p>イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。</p> <p>ウ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</p> <p>エ 補助金に係る収支の会計経理等は適正か。</p> <p>オ 補助金の実績報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。</p> <p>カ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p> <p>2 出資団体監査 出資や出えんの目的に沿って適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかを主眼として監査を実施する。</p> <p>(1) 所管部局関係</p> <p>ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。</p> <p>イ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。</p> <p>ウ 出資団体の役員会や内部監査等の実施状況について十分に把握しているか。</p> <p>(2) 団体関係</p> <p>ア 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。</p> <p>イ 経理規程等諸規程は整備されているか。</p> <p>ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。</p> <p>エ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。</p> <p>オ 会計経理及び財産管理は適切か。</p> <p>カ 資金の運用は適切か。</p> <p>キ 法令等に基づき、役員会等が開催され、十分に機能しているか。</p> <p>3 指定管理者監査 公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかを主眼として監査を実施する。</p> <p>(1) 所管部局関係</p> <p>ア 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。</p> <p>イ 事業報告書の点検は、適切になされているか。</p> <p>ウ 自主事業は適切に行われ、その収支状況は適切に把握されているか。</p> <p>エ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。</p> <p>オ 指定管理者の経営状況等の把握に努めているか。</p> <p>(2) 指定管理者関係</p>
-------------------------------	--

	<p>ア 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。</p> <p>イ 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。</p> <p>ウ 指定管理業務の報告は、適時適切に行われているか。また、報告の内容は必要かつ十分なものとなっているか。</p> <p>エ 経営の安定性は確保されているか。</p> <p>オ 市民の平等な利用が確保されているか。</p> <p>カ 市民サービスの向上及び経費の節減が図られているか。</p> <p>キ 利用料金制度を採用している場合には、利用料金の設定等は適正になされているか。</p> <p>ク 自主事業は適切に行われ、収支状況は明確になっているか。</p> <p>ケ 共同事業体においては、代表者が構成員と効率的な連携を図り、また、構成員の収支状況を適切に把握しているか。</p> <p>コ 公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業会計と明確に区分され、適正に管理されているか。また、本部経費や剰余金の取扱いは適切になされているか。</p> <p>サ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。</p> <p>シ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。</p>
<p>監査の日程</p>	<p>平成29年8月上旬 実施通知</p> <p>平成29年9月1日 監査開始</p> <p>平成29年11月下旬 監査委員会議</p> <p>平成29年12月上旬 監査結果の提出及び公表</p>